

大型ダンプ車両の届出について（ダンプ表示番号の指定）

土砂等を運搬する大型自動車（ダンプカー）を使用する方は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（通称：ダンプ規制法）に基づき、国土交通大臣（使用の本拠を管轄する運輸支局長）へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けることとなっています。

【対象となる車両】

- ・土砂等を運搬する大型自動車
（最大積載量が5,000kgまたは車両総重量が8,000kgを超えるもの）

※土砂等とは

土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石その他政令で定める物
→その他政令で定める物

砂利又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート、鉱さい、廃鉱及び石炭がら、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず、砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

※土砂禁ダンプ（産業廃棄物運搬用など）・商品自動車、公道を走行しない車両は届出・表示番号指定の対象外です。

◇届出書の提出・表示番号の指定手続きについて

登録前に運輸支局の輸送・監査部門で下記書類の確認のうえ表示番号の指定を受けて下さい。

なお、北九州・筑豊・久留米・佐世保・巖原・奄美の自動車検査登録事務所の管内である場合は、各事務所登録窓口での手続きとなります。（手続きに関するお問い合わせは運輸支局輸送・監査部門へお願いします。）

【輸送・監査部門窓口（検査登録事務所の場合は登録部門窓口）で確認する書類】

- ・土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲）（押印省略可）
- ・土砂等運搬大型自動車使用届出書（乙）（押印省略可）
- ・土砂等運搬大型自動車使用廃止届出書（押印省略可）※

※ 他事業者から車両を譲り受ける等、既に表示番号の指定を受けている場合のみ提出

※ 他支局へ転出する場合、廃止届出は登録を行う他支局で提出することが可能です。

- ・自動車検査証
- ・自重計技術基準適合証
- ・経営する事業の挙証書類

↓ 経営する事業の挙証書類の例

経営する事業の種類	表示	必要な書類等
運送事業	営	事業用自動車等連絡書（貨物自動車運送事業法に基づく増車届出等は必要です）
砂利販売業	販	砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し、商工会議所、市町村等による事業内容証明書又は納税証明書
砂利採取業	砂	砂利採取法による登録の写し
建設業	建	建設業法による許可書の写し
砕石業	砕	大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、砕石のための設備に係る登記簿謄本
採石業	石	採石法による登録の写し
その他 Ⅰ 廃棄物処理 Ⅱ 生コンクリート製造業 Ⅲ レンタカー	他	Ⅰ 廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し Ⅱ 生コンクリート製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等 Ⅲ レンタカー事業については、事業用自動車等連絡書（レンタカー事業に係る増車届が必要です。）

挙証書類の例は上記のとおりですが、「運送事業」で他業を併用する場合はその業の書類も必要となります。

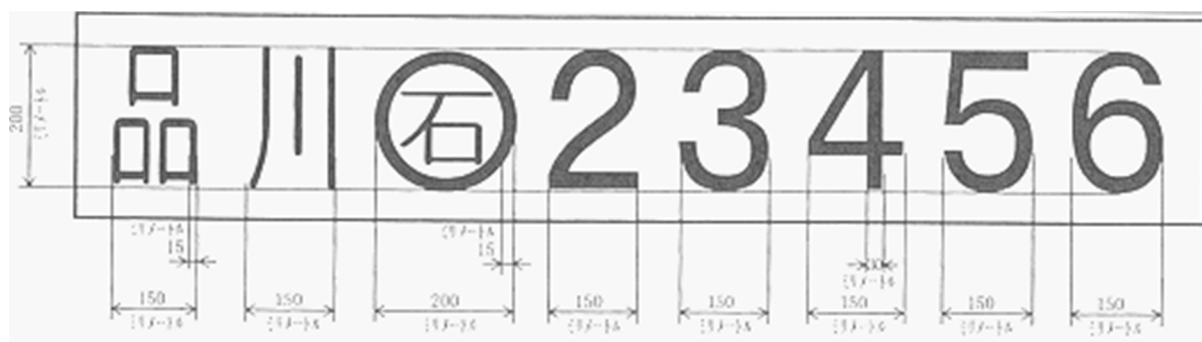
【例】運送事業と建設業を併用する場合は上記の「建設業」の書類も必要です。

《ご注意ください！！》

上記の事業を経営している場合であっても、運送事業の許可無しに有償で他人の貨物を運送すれば貨物自動車運送事業法違反になります。

表示番号の表示方法について

文字の大きさ・太さ：



文字の高さ 200mm、文字と数字の幅 150mm、記号の幅 200mm、文字と記号の太さ 15mm、数字の太さ 30mm

表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字（5ケタ以下のアラビア数字）は黒色とし、地を白色とすること。荷台の両側面及び後面に見やすいように表示して下さい。